

## いわてワイン振興協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、いわてワイン振興協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、ワインを核とした産業の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

- (1) 県産醸造用ぶどう等の生産振興に関すること。
- (2) 県産ワイン等の生産拡大・販売・PRに関すること。
- (3) 酒類の地理的表示の申請と管理の検討に関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事項。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関、団体及び企業等（以下「構成団体」という。）をもって構成し、構成団体の長が指名する役員または職員による委員が運営する。

2 構成団体の加入等については、会長の承認を受けるものとする。

(賛助団体)

第5条 協議会の活動に関する専門的な知識・技能を有し、協議会が第3条の事業を実施するために必要な支援を行う意思のある団体及び企業等は、賛助団体として協議会に参加することができる。

(部会構成)

第6条 協議会の事業を効果的に実施するため、次の専門部会を置く。

- (1) 醸造用ぶどう生産振興・ワインPR部会
- (2) いわてワイン品質向上部会

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(役員)

第7条 協議会に会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長は委員の互選により決定し、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

3 副会長及び監事は、会長の指名により決定する。

4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 監事は協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会長が必要と認めたときに招集し開催する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

第9条 総会においては、次の事項について議決するものとする。

- (1) 設置要領の改正に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認。
- (4) その他会長が必要と認めた事項。

(総会運営)

第10条 総会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 総会の議長は、会長が当たる。

3 総会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第11条 やむを得ない理由により総会は書面表決によることができる。

2 書面表決は、委員の過半数の提出をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が任命した構成機関・団体内に置く。

2 本会の事務を処理するため、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員は会長が任命する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(経費)

第14条 本会の事業及び運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年6月6日から施行する。

## (第4条 別表)

	区分	企業・機関・団体名
構成団体	ワイナリー等	NPO法人遠野まごころネット 大迫佐藤葡萄園 株式会社エーデルワイン 株式会社岩手くずまきワイン 株式会社紫波フルーツパーク 株式会社のだむら 株式会社ベアレン醸造所 社会福祉法人悠和会 紫波サイダリー合同会社 高橋葡萄園 農事組合法人アグリ平泉 もんのすけ農園 有限会社神田葡萄園
	市町村	花巻市 陸前高田市 滝沢市 葛巻町 紫波町 平泉町 岩泉町 野田村
	農業関係団体	全国農業協同組合岩手県本部
	県	岩手県（農産園芸課、流通課、農業普及技術課、産業経済交流課、観光・プロモーション室、農業研究センター、林業技術センター）
賛助団体	醸造関係団体	（地独）岩手県工業技術センター
	流通関係団体	岩手県小売酒販組合連合会 岩手県酒類卸協議会 岩手県産株式会社
	観光関係団体	公益財団法人岩手県観光協会
	飲食業関係団体	一般社団法人日本バーテンダー協会岩手県本部 岩手県飲食業生活衛生同業組合 MORIOKA ワインフェスティバル実行委員会
	ソムリエ	一般社団法人日本ソムリエ協会 一般社団法人日本ソムリエ協会岩手支部